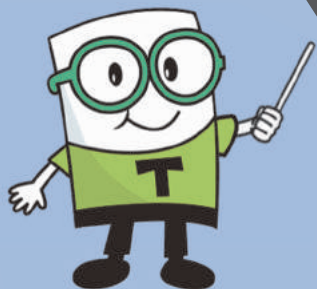


インボイス制度に関する改正について

このリーフレットは、令和5年度の税制改正に伴うインボイス制度に関する改正事項について説明したものです。

令和5年4月

／ おさえていただきたい ／



4 つ の ポ イ ン ト

ポイント
1

免税事業者からインボイス
発行事業者になられた方

納税額を売上税額の
2 割 に 軽 減

詳しくは、**P2**

ポイント
2

一定規模以下の事業者の方

1 万円未満の取引、
インボイス保存**不要**

詳しくは、**P3**

ポイント
3

すべての事業者の方

1 万円未満の値引き等、
返還インボイス交付**免除**

詳しくは、**P3**

ポイント
4

これから登録される
免税事業者の方

登録希望日に
登録が可能に

詳しくは、**P4**

重要

インボイス発行事業者の登録を検討されている方へ

登録の要否については、ご自身の事業実態などを踏まえ、必要に応じて取引先とも相談しながらご検討ください。ご検討の際に、ご活用いただけるコンテンツをこちらにて紹介しております。

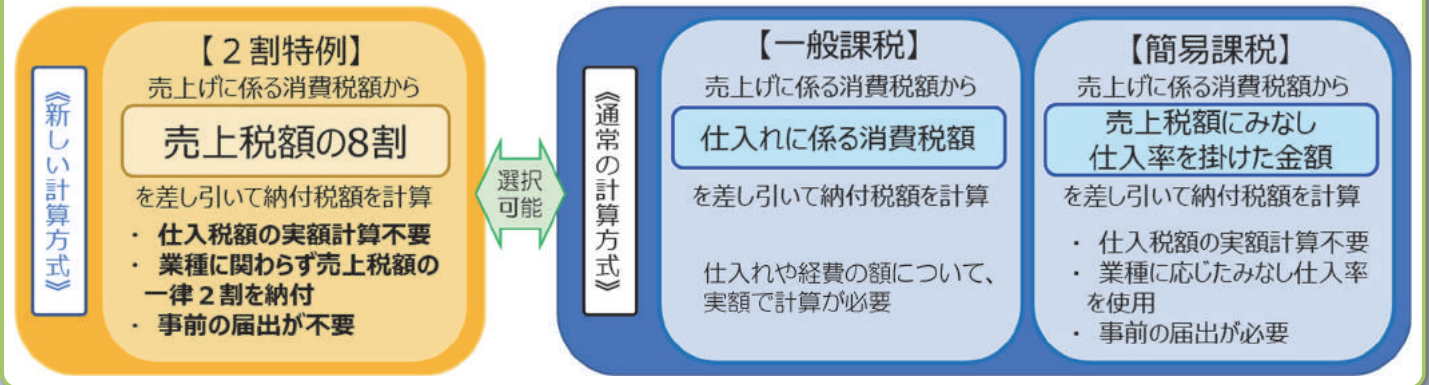


インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（2割特例）



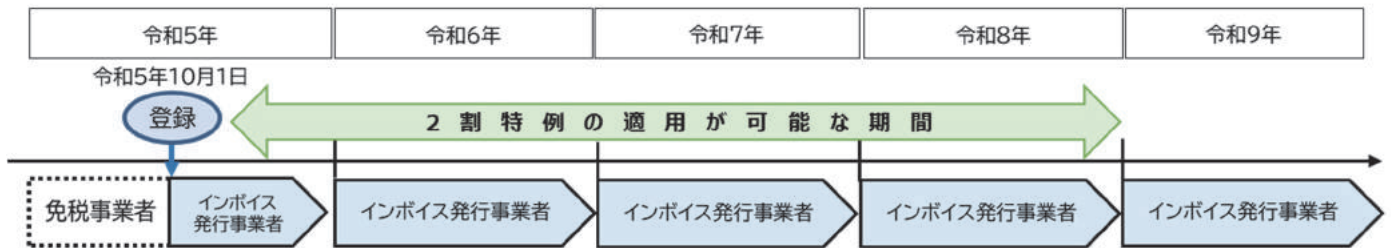
インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができることとなりました。この特例を適用した場合、売上税額の2割を納付することとなります。

計算イメージ



適用が可能な期間のイメージ

個人事業者又は12月決算法人の場合



適用可能となる事業者

- インボイス制度を機に、免税事業者（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含む。）からインボイス発行事業者となった事業者
- ➡ つまり「基準期間（※）の課税売上高が1千万円以下のインボイス発行事業者」が対象です。

ただし、例えば、以下の課税期間については2割特例の適用はできません

- 消費税課税事業者選択届出書を提出して令和5年9月30日以前から課税事業者となる事業者の令和5年10月1日を含む課税期間
- 登録をしていない場合であっても、事業者免税点制度の適用を受けないこととなる課税期間

※基準期間とは、個人事業者：前々年、法人：前々事業年度

留意点

- 一般課税、簡易課税のどちらを選択していても**2割特例を適用可能**適用にあたっては**事前の届出は不要**であり、申告時に選択することができます。
- 2割特例適用後における消費税簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例も設けられています。

対象期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

ポイント
2

少額取引（1万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能



(詳細はこちら)

基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間^(※)における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が**税込1万円未満であるもの**については、一定の事項を記載した**帳簿のみを保存することで**インボイスの保存がなくても**仕入税額控除が可能**となりました。

※特定期間とは、個人事業者:前年1月～6月までの期間、法人:原則として前事業年度の開始の日以後6月の期間

1万円未満の判定単位

「税込1万円未満」に該当するかどうかは、**一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込）が1万円未満**かどうかで判定します。そのため一商品ごとの金額で判定するものではありません。

具体例

- ① 12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入した場合
➡ それぞれが税込1万円未満の取引であるため、インボイスの保存が不要
- ② 5千円の商品と7千円の商品（合計1万2千円）を同時に購入した場合
➡ 税込1万円以上の取引となるため、インボイスの保存が必要

対象期間

令和5年10月1日から令和11年9月30日までにを行う課税仕入れ

ポイント
3

1万円未満の返品や値引きについて返還インボイスの交付が不要

すべての事業者の方が対象！



(詳細はこちら)

インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には**返還インボイス**の交付義務がありますが、その**金額が税込1万円未満の場合には、交付義務が免除**されることとなりました。

具体例

売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合



➡ 値引き等が1万円未満である場合、**返還インボイスの交付が不要**

対象期間

適用期限はありません（インボイス制度開始時より適用されます。）



(詳細はこちら)

見直し①

令和5年4月以降の登録申請であっても、**令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けることが可能です。**

※ 登録の通知が制度開始日までに届かない場合であっても、令和5年10月1日に遡って登録を受けたものとみなされます。

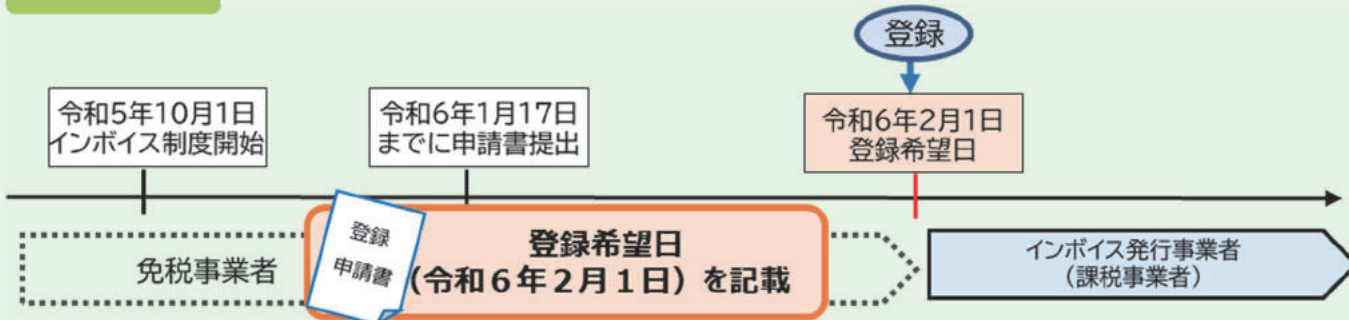
インボイス制度への対応には事業者の皆様において事前の準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要しますので、登録することをお決めになられた方についてはお早めの申請をおすすめします。

なお、**申請から登録通知までに要する期間の目安は、国税庁HP「特設サイト」に掲載**しております。

見直し②

免税事業者が令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録申請書に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することとし、その登録希望日から登録を受けることとなりました。

具体例 免税事業者が令和6年2月1日に登録を受けようとする場合



※ 登録の通知が登録希望日までに届かない場合であっても、登録希望日に遡って登録を受けたものとみなされます。

見直し③

課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書の提出期限と翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限については以下のとおり見直されました。

- 翌課税期間初日から**登録**の場合：翌課税期間の初日から**15日前の日**まで
- 翌課税期間初日から**取消**の場合：翌課税期間の初日から**15日前の日**まで

インボイス制度に関するお問い合わせ先

インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や国税庁が行っているオンライン説明会の動画、申請手続きに関すること、Q&Aなどを掲載しています。

インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
（個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします）



特設サイト



事業者のみなさま

消費税の

インボイス制度

令和5年10月 **スタート**



インボイス制度に向けてのご準備を

説明会開催

オンライン説明会や
税務署での説明会・
登録要否相談会をご
案内しております。

説明会日程



新たな負担 軽減措置

税負担・事務負担の
軽減措置があります。

令和5年度税制改正関係
(インボイス関連)



補助金などの 支援策も

IT導入補助金・小規
模事業者持続化補助
金などの支援策があ
ります。

中小企業庁
リーフレット



登録するかお悩みの方



- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。
登録すると課税事業者となり消費税の申告が必要です。
- 登録は任意ですので、ご自身の事業実態に合わせて、登録をご検討ください。
- 売上先が一般消費者や免税事業者等である場合には、インボイスの交付を求められることはありません。
- ご検討に当たっては、下記特設サイト内に掲載されている基本項目チェックシートや説明会動画等をご活用ください。
- 登録申請を行う場合は、早期に登録通知を受けることができるe-Taxをご利用ください。

インボイス発行事業者の登録がお済みの方



- 取引先と、登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有し、制度開始に向けて、準備を行いましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。
また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- インボイスの写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう。

インボイス制度について詳しく知りたい方



国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要やQ&A、申請手続きに関する情報を掲載しています。

特設サイト



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ先



インボイス
コールセンター

0120 - 205 - 553 (無料)

9:00~17:00 (土日祝除く)

※ 個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします。

「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」に、補助金、取引上のお悩み、経営など、各種ご相談先をまとめておりますので、ぜひご活用ください。

相談窓口一覧表



事業者の皆様へ



インボイス制度に関する相談窓口一覧表

東北版

どこに相談すればいいの？
どんな支援があるの？

こうした様々なお困りごとに対して、関係省庁等が連携してコールセンターや相談窓口を設け、事業者の皆様のご支援を行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

	相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
制度のご相談	一般的なご質問 「インボイス制度とは何か」など、QAやパンフレット等に掲載されている内容について、ご案内します	税務相談チャットボット (AIが24時間自動回答) 国税庁インボイスコールセンター	0120-205-553 (9:00-17:00 土日祝・年末年始除く)	《国税庁HP》 インボイス制度特設サイト
	一般的なご質問 【農業・林業・水産業・食品産業に従事している方】	インボイス専用ダイヤル 農林水産省、水産庁、林野庁の担当課 など	裏面<農業等専用ダイヤル>をご覧ください	《農林水産省HP》 消費税のインボイス制度について
	個別のご相談、インボイス説明会への参加申込み 自身の登録の要否に関してどのように検討すればよいか 準備中の請求書がインボイスの記載要件を満たすか など	所轄の税務署	「関連サイト」で、住所等から所轄の税務署の電話番号などを検索することができます	《国税庁HP》 税務署などの所在地などを知りたい方
	e-Taxにより登録申請を行う場合の操作方法	e-Tax・作成コーナーヘルプデスク	0570-01-5901 または 03-5638-5171 (9:00-17:00 土日祝・年末年始除く) ※ 確定申告期の受付時間は「関連サイト」をご覧ください	《e-TaxHP》 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
補助金のご相談	相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
	IT導入補助金 各種ソフト、PC、レジ等の導入費用を補助します	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター	0570-666-424 (9:30-17:30 土日祝・年末年始除く)	《IT導入補助金HP》 IT導入補助金
	小規模事業者持続化補助金 新たにインボイス発行事業者として販路開拓に取り組む費用(税理士等への相談費用を含みます)等を補助します	【商工会地域の方】 事業を営まれている地域の地方事務局 【商工会議所地域の方】 商工会議所地区持続化補助金事務局コールセンター	裏面<都道府県地方事務局>をご覧ください 03-6632-1502 (9:00-12:00、13:00-17:00 土日祝・年末年始除く)	《商工会地区補助金事務局HP》 商工会地区小規模事業者持続化補助金 《商工会議所地区補助金事務局HP》 商工会議所地区小規模事業者持続化補助金
取引先からの代金減額・取引中止 要請などに関するご相談	相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
	独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する一般的なご相談 独占禁止法上、どのような行為が規制されるか ※ 独占禁止法は、事業者の取引全般に適用されます	公正取引委員会本局、地方事務所等	裏面<独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する相談ダイヤル>をご覧ください	《公正取引委員会HP》 インボイス制度関連コーナー
	下請法に関する一般的なご相談 下請法上、どのような行為が規制されるか	公正取引委員会本局、地方事務所等	裏面<下請法に関する相談ダイヤル>をご覧ください	《公正取引委員会HP》 インボイス制度関連コーナー
	下請取引に関するご相談 中小企業の取引上のお悩みに相談員や弁護士が回答します	下請かけこみ寺相談窓口	0120-418-618 (9:00-12:00、13:00-17:00 土日祝・年末年始除く)	《全国中小企業振興機関協会HP》 下請かけこみ寺
	建設業の下請取引に関するご相談 建設業法上、どのような行為が規制されるか 建設業者とのトラブル・違法行為に関するご相談 など	地方整備局、都道府県 など	裏面<建設業専用ダイヤル>をご覧ください	《国土交通省HP》 建設業法令遵守・指導監督
経営に関するご相談	相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
	経営に関する一般的なご相談 中小企業等の経営上のお悩みに専門家が回答します ※ インボイス制度以外の内容もご相談頂けます	各都道府県のよろず支援拠点	「関連サイト」掲載の電話番号をご覧ください	《よろず支援拠点全国本部HP》 支援拠点一覧
	経営に関する一般的なご相談 【商工会・商工会議所の会員の方】 インボイス制度開始に伴う事業環境変化のお悩み相談や、各種支援施策のご紹介	お近くの商工会または商工会議所	「関連サイト」掲載の電話番号をご覧ください	《全国商工会連合会HP》 全国各地の商工会WEBサーチ 《日本商工会議所HP》 商工会議所(都道府県連)名簿

<農業等専用ダイヤル> 受付時間 9:30-17:00 (土日祝日・年末年始を除く)

業種	事務所名	住所	電話番号
農業、食品産業、 林業等、水産業	インボイス専用ダイヤル 農林漁業者・食品事業者等からの一般的なご相談をお受けする専用ダイヤルです。		03-6744-7140
農業	農林水産省本省 経営局総務課調整室	千代田区霞が関1-2-1	03-3502-8111 (内線:5110)
食品産業	農林水産省 大臣官房新事業・ 食品産業部 新事業・食品産業政策課	千代田区霞が関1-2-1	03-3502-8111 (内線:4137)
農業・食品産業	東北農政局 企画調整室	仙台市青葉区本町3丁目3番1号	022-263-0564
林業、木材、 木製品製造業	林野庁 企画課	千代田区霞が関1-2-1	03-3502-8111 (内線:6064)
水産業	水産庁 水産経営課	千代田区霞が関1-2-1	03-3502-8111 (内線:6594)

<都道府県地方事務局> 受付時間:9:00-12:00、13:00-17:00(土日祝日・年末年始除く)

地方事務局名	住所	電話番号
青森県商工会連合会	青森市新町2-8-26 青森県火災共済会館5階	017-734-3394
岩手県商工会連合会	盛岡市盛岡駅西通1-3-8 岩手県商工会連合会館	019-622-4165
宮城県商工会連合会	仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター2階	022-225-8751
秋田県商工会連合会	秋田市旭北錦町1-47 秋田県商工会館4階	018-863-8493
山形県商工会連合会	山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14階	050-3540-7211
福島県商工会連合会	福島市三河南町1-20 コラッセふくしま9階	024-525-3411

<独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する相談ダイヤル> 受付時間 10:00-17:00 (土日祝日・年末年始を除く)

※ 独占禁止法違反被疑事実についての事件調査をご希望の場合は、下記の申告窓口をご利用ください。

<インターネットによる申告> <https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html>

事務所名	住所	電話番号
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 企業取引課	千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟	03-3581-3375(直)
東北事務所 取引課	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	022-225-7096(直)

<下請法に関する相談ダイヤル> 受付時間 10:00-17:00 (土日祝日・年末年始を除く)

※ 下請法違反被疑事実についての事件調査をご希望の場合は、下記の申告窓口をご利用ください。

<インターネットによる申告> <https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html>

事務所名	住所	電話番号
不当なしわ寄せに関する下請相談窓口	以下の各相談窓口につながるフリーダイヤルです。	0120-060-110
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 企業取引課	千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟	03-3581-3375(直)
東北事務所 下請課	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	022-225-8420(直)

<建設業専用ダイヤル>

- 一般的なお問い合わせは、いずれの機関においてもご対応が可能です。
- 個別のお問い合わせは、取引相手である建設業者が受けている建設業許可に応じてご連絡先が異なりますので、ご注意ください。
 - ① 国土交通大臣許可を受けている場合…各地方整備局等
 - ② 都道府県知事許可を受けている場合…各都道府県
- 取引相手である建設業者が受けている建設業許可は、「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」により、ご確認いただけます。

① 各地方整備局等(国土交通大臣許可) 受付時間 10:00-12:00、13:30-17:00 (土日祝日・年末年始を除く)

事務所名	住所	電話番号
建設業法違反通報窓口 駆け込みホットライン	-	0570-018-240
東北地方整備局 建設部 建設産業課	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟	022-225-2171

② 都道府県(都道府県知事許可)

事務所名	住所	電話番号
青森県 県土整備部 監理課	青森市長島1-1-1	017-734-9640 平日 8:30~17:15
岩手県 県土整備部 建設技術振興課	盛岡市内丸10-1	019-629-5954 平日 8:30~17:15
宮城県 土木部 事業管理課	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-3116 平日 8:30~17:15
秋田県 建設部 建設政策課	秋田市山王4-1-1	018-860-2425 平日 9:00~17:00 (12:00~13:00を除く)
山形県 県土整備部 建設企画課	山形市松波2-8-1	023-630-2658 平日 8:30~17:15 (12:00~13:00を除く)
福島県 土木部 建設産業室	福島市杉妻町2-16	024-521-7452 平日 8:30~17:15